

原子力防災部会要綱の見直しについて

平成24年9月5日

原子力安全対策課

地域防災計画のうち原子力災害対策編の修正については、防災会議に設置した原子力防災部会において調査審議することとされているが、今般の東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故による原子力災害を踏まえ、同部会の委員及び専門委員の範囲を広げるものとし、別添のとおり、同部会設置要綱の見直しを行った。

本変更について、防災会議に報告するものとする。

(別添)

○ 原子力防災部会要綱

(参考)

○福島県防災会議条例

○福島県防災会議運営規程

福島県防災会議原子力防災部会要綱

1 趣旨

福島県防災会議条例第4条及び福島県防災会議運営規程第3条に規定する部会のうち、原子力災害対策に関する部会に関しては、この要綱の定めるところによる。

2 部会の名称

部会の名称は、福島県原子力防災部会(以下「部会」という。)と称する。

3 部会の構成

部会は、委員5人以内及び専門委員29人以内をもって組織する。

4 部会長

部会長は、福島県副知事の職にある者をもって充てる。

5 部会の調査審議事項

部会の調査審議事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 原子力災害対策計画の修正に関する事項
- (2) 原子力発電所周辺環境の調査に関する事項
- (3) その他会長から付議された事項

6 部会長への委任

この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和55年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月20日から施行する。

(別表)

福島県防災会議原子力防災部会構成員

1 委員

委員は、福島県防災会議委員のうち、次に掲げる職にある者とする。

福島県副知事
福島県警察本部長
福島県生活環境部長
福島県保健福祉部長
福島県消防長会長

2 専門委員

専門委員は、次に掲げる者及び原子力防災に関し、学識を有する者のうちから知事が任命した者とする。

いわき市長
田村市長
南相馬市長
川俣町長
広野町長
楡葉町長
富岡町長
川内村長
大熊町長
双葉町長
浪江町長
葛尾村長
飯舘村長
福島県市長会長
福島県町村会長
双葉地方広域市町村圏組合消防本部消防長
福島県北地方振興局長
福島県中地方振興局長
福島県相双地方振興局長
福島県いわき地方振興局長
福島県災害対策課長

(参考)

福島県防災会議条例

昭和三十七年十月十日
福島県条例第五十二号

福島県防災会議条例をここに公布する。
福島県防災会議条例

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十五条第八項の規定に基づき、福島県防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第二条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の定数は、それぞれ十人以内、四人以内及び十七人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(昭四四条例三五・平一五条例六三・一部改正)

(幹事)

第三条 防災会議に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第四条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第五条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関して必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四四年条例第三五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一五年条例第六三号)

この条例は、公布の日から施行する。

福島県防災会議運営規程

昭和37年12月制定

(目的)

第1条 この規程は、福島県防災会議条例（昭和37年福島県条例第52号以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、福島県防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事を決するに当たり、議長は出席委員全員の同意を得るよう努めなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、全員の同意を得られない場合は、議長が会議の議論を踏まえた上で、議事を決する。

(部会)

第3条 部会の数、名称及び構成については、会長が会議にはかって定める。

2 部会は、部会長が会長の承認を得て招集する。

3 会長は、部会において調査審議すべき事項と決定したものについては、すみやかに関係部会に付議するものとする。

4 関係部会は、前項の規定により付議された事項の調査審議を終わったときは、すみやかに報告書を会長に提出するものとする。

5 部会長は、調査審議のため必要があるときは、会長の承認を得て部会に属さない委員及び専門委員の出席を求めることができる。

(専決処分等)

第4条 会長は防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に該当するときは、専決処分をすることができる。

(1) 会長において、防災会議を招集することができないとき。

(2) 軽易な事項ですみやかに措置を要するとき。

(3) 災害対策基本法第42条第3項及び第44条第3項の規定に基づき市町村地域防災計画又は市町村相互間地域防災計画について知事から意見を求められたとき、これに回答すること。

2 会長は前項の規定による処理については、次の防災会議で報告するものとする。

(幹事会議)

第5条 会長は、会議の運営について必要があるときは、幹事会議を開催することができる。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事由により会議に出席することができないときは、委員の所属する団体に所属する者を代理人として選任し、会議に出席させることができる。

2 前項の場合において、代理人の選任は、書面により行うものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福島県生活環境部県民安全総室災害対策課において処理する。

附 則

この規程は、昭和37年12月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。